

平成31年 市川三郷町消防団

出初式

新春を飾る町消防団出初式が1月6日、市川大門総合グラウンドで行われ、女性消防隊を含む消防団員 392 人、車両 29 台がその陣容を披露しました。式典では優良消防団員の表彰や機械器具点検、ポンプ操法披露が行われ防災に対する士気を高めました。消防団は今年も、地域の皆さまが安心して暮らせるように消防活動啓発や訓練に励みます。

消防団員各種表彰者（順不同・敬称略）

■山梨県消防協会長表彰

《甲種功労章》笠井豊邦、星野新一

《乙種功労章》有泉貴亮、丹沢清茂、村松和彦、長田勝則、星野賀央、渡邊貴彦、小林栄和、平岡正史、鈴木 修、渡邊裕人、笠井大志、中込 強、保坂 健

■山梨県峡南地域県民センター所長表彰

《功労章》相澤 悟、相沢 強、榊原 孝、内田千章

■峡南広域行政組合消防本部消防長表彰

丹沢秀彦、伊藤清文

■山梨県消防協会峡南支部長表彰

石川一樹、小林伸之、土屋恵一、大竹孝侑、岡田 慎、丹沢卓史、塩島宏孝、長田浩一、桐戸 正、遠藤勝彦、藤原 勝、依田 亘、笠井鈴治

■諏沢警察署長表彰

《防犯功労章》樋口祐介、伊 東 聡、小林茂広、笠井琢実、渡邊 稔、石原由紀夫

■市川三郷町長表彰

《40 年勤続功労章》

《30 年勤続功労章》

《25 年勤続功労章》

坂本昌和、石原 昇

《20 年勤続功労章》

上田暁大、佐々木義文

《15 年勤続功労章》

藤原 勝、伊藤進二、川崎 努、斉藤仁志

丸山 仁、渡邊 豪、志村高弘、望月宏直、小林一喜

小野宏之、石原仁志、大竹 維、丹沢 渉、村松昭彦、大島 洋、村松孝紀、芦沢 司、

内藤貴士、板倉 亘、相澤 悟、渡邊光一、笠井琢実、望月真幸、

関部喜彦、村松 正、佐野千文、渡邊寿雄、笠井豊邦、有泉 修、上田 薫、

《団体》第4分団、第8分団、第12分団

《10 年勤続功労章》丹沢 剛、岡田 慎、星野賀央、中澤 学、遠藤裕人、依田正則、笠井大志、片田壹大、中込 強、望月真人、大森陽太、大塚一也

■退職消防団員報償

《消防庁長官表彰・銀杯1号》渡邊清光

《消防庁長官表彰・銀杯2号》

丸山 仁、渡邊 豪、志村高弘、望月宏直、小林一喜

関部喜彦

村松 正

笠井豊邦

内藤貴士

太田 覚

上田暁大

小野宏之

丹沢 渉

藤原 勝

伊藤進二

川崎 努

相澤 悟

渡邊光一

笠井琢実

望月真幸

大竹 維

丹沢 剛

岡田 慎

星野賀央

中澤 学

遠藤裕人

依田正則

笠井大志

片田壹大

中込 強

望月真人

大森陽太

大塚一也

渡邊清光

丸山 仁

渡邊 豪

志村高弘

望月宏直

小林一喜

相澤 悟

遠藤勝彦

村松 正

依田正則

機械器具点検の様子



▲山梨県消防協会長 ▲諏沢警察署長表彰 ▲消防本部消防長 ▲県民センター所長 ▲県消防協会峡南支部長 ▲市川三郷町長表彰 ▲市川三郷町消防団長表彰 代表 笠井豊邦 代表 樋口祐介 表彰 代表 丹沢秀彦 表彰 代表 相澤 悟 表彰 代表 遠藤勝彦 代表 村松 正 表彰 代表 依田正則

平成31年

成人式

1月13日、「平成31年成人式典」が歌舞伎文化公園ふるさと会館で行われました。平成10年4月2日から平成11年4月1日に生まれた今年の新成人146人が出席しました。

式典では久保町長からお祝いとして『正しく語る』の言葉が贈られ、『正しく語る』ためには、正直に生きる素直な姿勢がとて大切。対話する相手と向き合うとき、人の意見をよく聞き、想いを汲み取る姿勢を持つことで公平な視点や態度を養い、調和を生むことができるようになる。『正しく語る』ことの根底には、相手を思いやる温かな心があり、『正しく語る』ことで相互理解につながり、争いを避けることにもなる。周囲の人々と心を寄せ合い、家族、友人など関わってきた人や自然、祖先への感謝の気持ちを忘れずに、勇気を持って行動してほしい」とあいさつしました。

新成人を代表し遠藤千裕さんが「情報化が進み、常に私たちの行動は拡散される可能性を有し、より一層責任の重大さが問われる時代。新しい時代を担う存在となるためこれまで培った知識、経験を活かし自ら考え行動する人間になりたい」と述べ、続いて大久保沙都さんは「昨年は多くの災害に見舞われ多くの命が失われました。日常が続いている尊さ、多くの方への感謝を忘れず、目標に向かい一日一日を大切に過ごし、自分たちを育んでくれた故郷市川三郷町に貢献できる大人になれるよう努力していきます」と誓いの言葉を述べました。（写真・上）

晴れ着姿の新成人たちは、記念撮影や恩師との再会、思い出話に花を咲かせていました。（写真・下）



配偶者控除・配偶者特別控除が 変わります

町県民税における控除の見直しが行われ、次のとおり改正されることになりました。

「配偶者控除」の改正点

■納税義務者本人の所得が900万円を超える場合、控除額が段階的に減ります。

■納税義務者本人の所得が1,000万円を超える場合は適用できません。

※「配偶者控除」の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円以下である点は、従来どおり変更はありません。

改正後の配偶者控除額（単位：円）

控除の種類	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万以下	900万超～950万以下	950万超～1,000万以下
一般の配偶者	33万	22万	11万
老人の(※)配偶者	38万	26万	13万

※昭和24年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

「配偶者特別控除」の改正点

■「配偶者の合計所得金額」の上限が76万円未満から123万円以下に引き上げられます。

※納税義務者本人の所得が1,000万円を超える場合は適用できない点は、従来どおり変更はありません。

改正後の配偶者特別控除額（単位：円）

配偶者の合計所得	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万以下	900万超～950万以下	950万超～1,000万以下
38万超～90万以下	33万	22万	11万
90万超～95万以下	31万	21万	11万
95万超～100万以下	26万	18万	9万
100万超～105万以下	21万	14万	7万
105万超～110万以下	16万	11万	6万
110万超～115万以下	11万	8万	4万
115万超～120万以下	6万	4万	2万
120万超～123万以下	3万	2万	1万

町の申告相談会

2月18日(月)～3月15日(金)
土日はお休みします

●土地・建物及び株式等譲渡所得のある方の相談は、町相談会で受付できませんので税務署へお願いします。

●2月22日(金)及び3月8日(金)は、都合によりお休みさせていただきます。

【場 所】 町役場本庁舎1階大会議室

【受付時間】 午前9時30分～11時30分
午後1時00分～3時30分

※受付時間以外は相談会場に入れません。会場前のロビーでお待ち下さい。

※相談会場では、先着順にご案内しますが、相談内容により順番が変わる場合があります。

※混雑時には長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の提出のみの場合は税務課窓口、各支所の住民サービス係窓口で期間中、随時受け付けます。

※申告相談は、本庁舎の相談会場のみとなります。

所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告書作成会場開設

2月18日(月)～3月15日(金)
土日はお休みします

【場 所】 鯉沢税務署

【受付時間】 午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)

【相談時間】 午前9時～午後5時

※申告書作成のアドバイスを希望される方は、印鑑、源泉徴収票などの必要書類をご持参下さい。

※前年の申告書などの「控」が、作成の際の参考となりますので、ご持参下さい。

※事業所得や不動産所得がある方は、事前に売上・仕入・経費の集計のうえご来署下さい。

※「医療費控除の明細書」については、事前に作成のうえご来署下さい。

平成30年分の申告書提出期限及び納税期限

税 目	申告書提出期限及び納税期限
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月1日(月)
贈 与 税	3月15日(金)

町からのお願い

申告会場は大変混雑します。待ち時間短縮のため、土地・建物及び株式等の譲渡所得のある方や住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、税務署の申告会場で相談をお願いします。

持ち物の確認を

申告相談は、大変混雑します。待ち時間短縮のため事前に次のものをご用意下さい。

□印鑑(認印可)

□本人の預金通帳の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合に必要)

□昨年確定申告をされた方はその控え

□給与や年金を受給している方は、その「源泉徴収票」(原本)

□各種保険に加入している方は掛け金の「払い込み証明書(控除証明書)」

□国民年金の掛け金がある方は「社会(国民年金)保険料控除証明書」またはその領収書

□本人または扶養親族に障害者の方がいる場合は、障害者手帳の写し

□学生は学生証もしくは在学証明書の写し

□商売や事業、農業を営んでいる方は、収入・支出の内訳を項目別に計算した「収支内訳書」※減価償却費の計算(取得価格や取得年月日など)を事前に作成しておく

□寄附金控除を受ける方は、その領収書・証明書等※ふるさと納税については、総務省「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

□「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証など【身元確認書類】」※申告書に、マイナンバーの記載が必要

□税務署から「お知らせハガキ(通知書)」が届いた方はご持参下さい。

□医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」※2019年分までは、医療費の領収証の添付または提示でも可能

□セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方は「セルフメディケーションの明細書」※セルフメディケーション税制と従来の医療費控除の両方を受けることはできません。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告

が必要な方

■税務署から「確定申告書」または「お知らせハガキ(通知書)」が送付された方

■土地・建物の譲渡や交換をされた方(土地収用事業を含む)

【事業所得や不動産所得などがある場合】

□1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方

【サラリーマンの場合】

□給与と所得や退職所得以外の所得合計が、20万円を超える方

□給与を2カ所以上からもらっている方

□年末調整で、保険料や扶養などの控除を忘れた方

このほかに、次のような場合は、確定申告をすると、所得税が還付されることがあります。

□マイホームをローンで取得したとき

□多額の医療費を支払ったとき

□年の途中で退職し再就職していないとき

※所得税の確定申告は、町県民税の申告も兼ねています。所得税の確定申告をされた方は、町県民税の申告は必要ありません。

※公的年金収入が400万以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。

(その場合でも町県民税の申告は必要です)

※所得税の申告義務のない方でも、申告により源泉徴収税額が還付になる場合があります。

町県民税の申告

が必要な方

■お手元に「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」(青字で印刷)が送付された方

※申告書が送付されない方でも、申告が必要な方は、町税務課までご連絡下さい。

※国民健康保険に加入されている方は収入がなかった方でも必ず提出して下さい。

税の申告は正しくお早めに！

申告受付期間

2月18日(月)～3月15日(金)

【問い合わせ】
「所得税・消費税・贈与税」
鯉沢税務署 ☎0556(22) 3191
「町県民税」
町税務課 住民税係 ☎055(272) 1104

町内の賃貸や売却が可能な

空き家などを登録して下さい

市川三郷町空き家バンク制度

町では、町内に存在する空き家などを有効活用し、都市住民との交流や定住を促すことができるよう空き家情報登録制度「空き家バンク」を設けています。

空き家バンク制度では、賃貸や売却が可能な町内にある空き家などを所有者から登録していただき、これらの物件情報を希望者に公開します。

また、町で協定を結んだ（全全日本不動産協会山梨県本部、（全山梨

県宅地建物取引業協会が媒介役として間に入り、交渉から契約等の手続きをサポートしますので、安心して空き家が登録できます。さらに、空き家バンク制度を利用し、成立した物件に対し、改修工事費及び家財処分費補助金を交付しています。

◆補助金の額

①改修工事費用の2分の1に相当する額（上限100万円）

②家財処分費用は上限10万円です。

登録、お問い合わせは
町企画課企画係
☎ 055-272-1103 まで
町ホームページもご覧下さい



PICK UP

低所得者の水道料金を助成します

町では、次の給水地域において、すべての対象要件に該当する方に水道料金の助成を行います。

【対象給水地域】

- 上水道（市川・高田・黒沢（入を除く）、下大鳥居、八之尻のうち宮沢及び仲村・見通地区）
- 岩下簡水（岩下・寺所地区）
- 網倉五八簡水（落居7、8区・五八地区）

【対象要件】

- ①平成30年度町民税非課税世帯
- ②総所得と年金収入の合計額が老齢福祉年金受給額（399,300円）以下の者
- ③水道料金の滞納がない者
- ④前年度の1年間を通じて居住し、町水道を使用している者
- ⑤生活保護を受給していない者

【助成金額】

- 上水道（年間1,800円）
 - 岩下簡水（年間1,200円）
 - 網倉五八簡水（年間1,200円）
- 【申請期限】 3月15日（金）まで
- 【問い合わせ・申請先】 町生活環境課上水道係
☎ 055（272）6092

高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内

医療と介護の両方のサービスを利用して

利用している皆さまへ

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額を高額介護合算療養費として支給します。

支給対象者には通知が届きます

■支給基準■

医療保険と介護保険の両方に自己負担額があり、自己負担額の合計が基準額を超えた世帯

■通知送付対象者■

平成29年8月1日～平成30年7月31日の1年間について仮算定し、支給対象となる被保険者

■通知発送時期■

支給対象となる被保険者に、平成31年3月上旬頃に申請のご案内を郵送

■申請から支給まで■

医療分については、広域連合から支給され、申請から2～3ヶ月ほどかかります

【問い合わせ】 町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

20歳になったら国民年金

～新成人のみなさんへ～

国民年金は、老後の生活や、事故・病気により障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなど、いざという時の生活を、社会全体で支えようという考えで作られた仕組みです。



POINT!

将来の大きな支え

国民年金は20歳から60歳までの方が加入します。国の運営で安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではない

国民年金には老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

猶予制度もあります

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校などに在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問い合わせ】

竜王年金事務所 ☎ 055-278-1100
町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

シニア世代の就労相談を行っています

【相談日】 毎週水曜日 午前9時30分～午後6時（祝日、年末年始を除く）

【場 所】 JA会館5階 山梨県求職者総合支援センター内（甲府市飯田1-1-20）

【対象者】 55歳以上のシニア世代
※相談無料（予約も可能です。電話にてご連絡下さい）
※就労相談員が希望に沿った支援を行います。

【問い合わせ】 やまなしシニア世代就労推進協議会
☎ 055-223-1777

参加団体募集中!! 認知症サポーター養成講座

厚生労働省の平成26年調査によると、75歳以上の3人に1人が認知症で、介護保険申請理由の第1位を占めていると報告されています。

認知症の方への対応や認知症予防等について、講座を受けて備えませんか？
認知症の方とその家族の応援者（サポーター）が『認知症サポーター』です。
何か特別なことをするのはありません。認知症を理解し、できる範囲で支援する。それが大切です。

5人以上集まれば受講ができます。受講希望の方はご連絡下さい。

【問い合わせ・申し込み】 町福祉支援課包括支援係（地域包括支援センター）
☎ 055-272-1106 FAX 055-272-1198 fukushi@town.ichikawamisato.lg.jp

